

概要版

第2期三原市農業振興ビジョン

令和2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度)

中間見直し

令和7年(2025年)3月

広島県三原市

1 農業振興ビジョンの策定(見直し)について

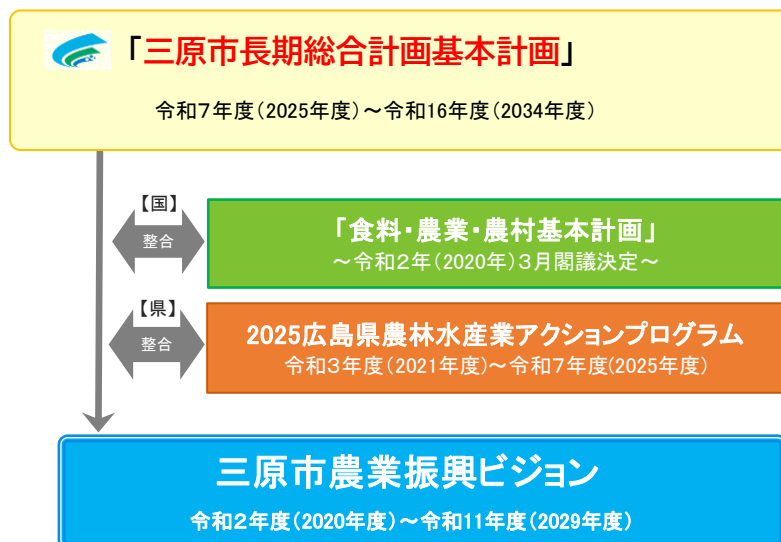
平成21年（2009年）3月に策定した三原市農業振興ビジョンでは、「都市と農村との相互理解のもとに、地域の特徴を活かし、次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立」を基本目標とし、「次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立」、「都市と農村がともに育む地域農業の振興」、「地域の特徴を活かしつつ、多様な連携による新たな農業の展開」を3本の柱として具体的な施策を展開してきました。

このうち、「学校給食の地産地消の推進」、「鳥獣被害対策の強化」、「新規就農者や認定農業の育成」、「集落法人の設立」、「企業の農業参入」とあわせて「農地の担い手への集積」については目標を設定し施策を展開するなかで、一定の成果を上げることができましたが、農業・農村を取り巻く環境が変化するなかで多くの課題も山積しています。

このため、こうした情勢変化を踏まえつつ、三原市農業の持続可能な発展を図るための新たな施策、取組の指針として、第2期三原市農業振興ビジョンを策定することとしました。

2 ビジョンの位置づけと期間

このビジョンは、国の「食料・農業・農村基本計画※」や広島県の「2025広島県農林水産業アクションプログラム※」との整合性を図りつつ、「三原市長期総合計画基本計画」の部門計画として、令和11年度（2029年度）までの本市農業の振興方向と基本施策についてまとめたものです。



※ 食料・農業・農村基本計画: 食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が閣議決定して定める計画。概ね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。

※ 2025広島県農林水産業アクションプログラム: 広島県の総合計画「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン」の10年後の目指す姿を見据え、農林水産業施策等の実行計画となるもの。

3 三原市農業の現状

- 三原市の農業は、沿岸島しょ部から山間部（標高500m）にわたって、水稻、野菜、果樹、花き、畜産等、地域特性を活かした多彩な農業が営まれています。北部地域は畜産と稲作を主体とした水田農業を中心に、南部地域では温暖な気候を活かした野菜や果樹等、園芸作物の生産が盛んです。
- 北部地域の久井地域では、WCS用稲※、ばれいしょ、大豆等の土地利用型作物、花きではキク、畜産は、酪農、肉用牛、養鶏（採卵鶏、ブロイラー）、大和地域は、ハトムギ、米粉用米、WCS用稲、野菜ではピーマンやキャベツ、れんこん、やまといも、果樹ではもも、ぶどうの生産、畜産では肉用牛、養豚が取り組まれています。
- 南部地域では、三原地域は、スイートコーン、アスパラガス、なす、わけぎ、トマト、さといも、果樹では柑橘、ぶどう、本郷地域では、なす、トマト等、園芸作物が生産されています。

図1 三原市の農業概要(農畜産物)



※ WCS用稲: 稲の穂と茎葉をまるごと刈り取ってロール状に成型したものを、フィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料

4 見直しの視点(現状と課題)

視点1 農業・農村に対する市民の理解促進

市民一人ひとりが農業が持つ多面的機能を理解し、三原市の農業をみんなで支えようという気運を高めます。

《現状》

- 大小様々な農業を通じ、食料供給以外にも洪水や土砂崩れの防止、美しい景観形成等の多面的機能が発揮されています。
- 農産物直売施設をはじめ学校給食等を通じて新鮮で安全・安心な農産物が市民に供給されています。

《課題》

- 農業・農村によってもたらされる多面的機能を市民が理解する取組を行う必要があります。
- 安全・安心な市内産の農産物をもっと多く供給できるようにする必要があります。

視点2 時代の変化に対応した農業を実践できる経営人材の育成と経営体の集約化等促進

本市の農業を持続可能とするため、「担い手」の育成、集落法人の再編、元気な企業の参入など、農業に携わる「ひと」づくりを推進します。

《現状》

- 現在、農業農村の担い手として35の集落法人※が活動していますが、既設法人の高齢化が進行しています。
- わけぎ等の園芸作物の担い手育成が進まず生産量が減少する一方で、企業参入は増加しています。

《課題》

- 農業の担い手確保に向け、既設法人や大型農家を含めた広域連携、連合化などの新展開が求められます。
- 優良農地の集積とあわせて企業参入や新規就農者の受入及び育成体制の充実によって時代の変化に対応できる経営人材を育成していく必要があります。

視点3 良好な営農基盤の保全、優良農地の確保と利用促進を通じた収益性の高い農業経営の確立

農地の戦略的集積、経営規模の拡大等を通じて労働生産性を高め、適地適作によって農産物販売額を高めることで、農家所得を増やします。

《現状》

- 農業所得の低下と農家の高齢化が進むなかで、農業生産の縮小、産地力の低下が進んでいます。
- 有害鳥獣による農作物被害の拡大、農業生産の縮小等によって生産環境の悪化、優良農地の利用低下が懸念されます。

《課題》

- 生産性の高い農地を担い手に集積するとともに、適地適作による収益性の高い農業経営を確立する必要があります。
- 鳥獣被害対策とともに農村資源等の管理体制の維持、充実に向け、作業の省力化や共同活動への参加者確保等を強化する必要があります。

視点4 地域特性を活かし、他産業との連携による農産物の付加価値化、新技術の導入等促進

6次産業化による農産物の付加価値化、スマート農業の導入など多様な取組に挑戦することで、新たな農業の可能性を広げていきます。

《現状》

- 需要動向や流通等の変化によって小規模産地では市場競争力が弱く、収益確保が難しい状況にあります。
- 高齢化、担い手不足が進むなかで集落機能を維持するための労力不足が深刻化し、次世代への経営継承等も難しくなっています。

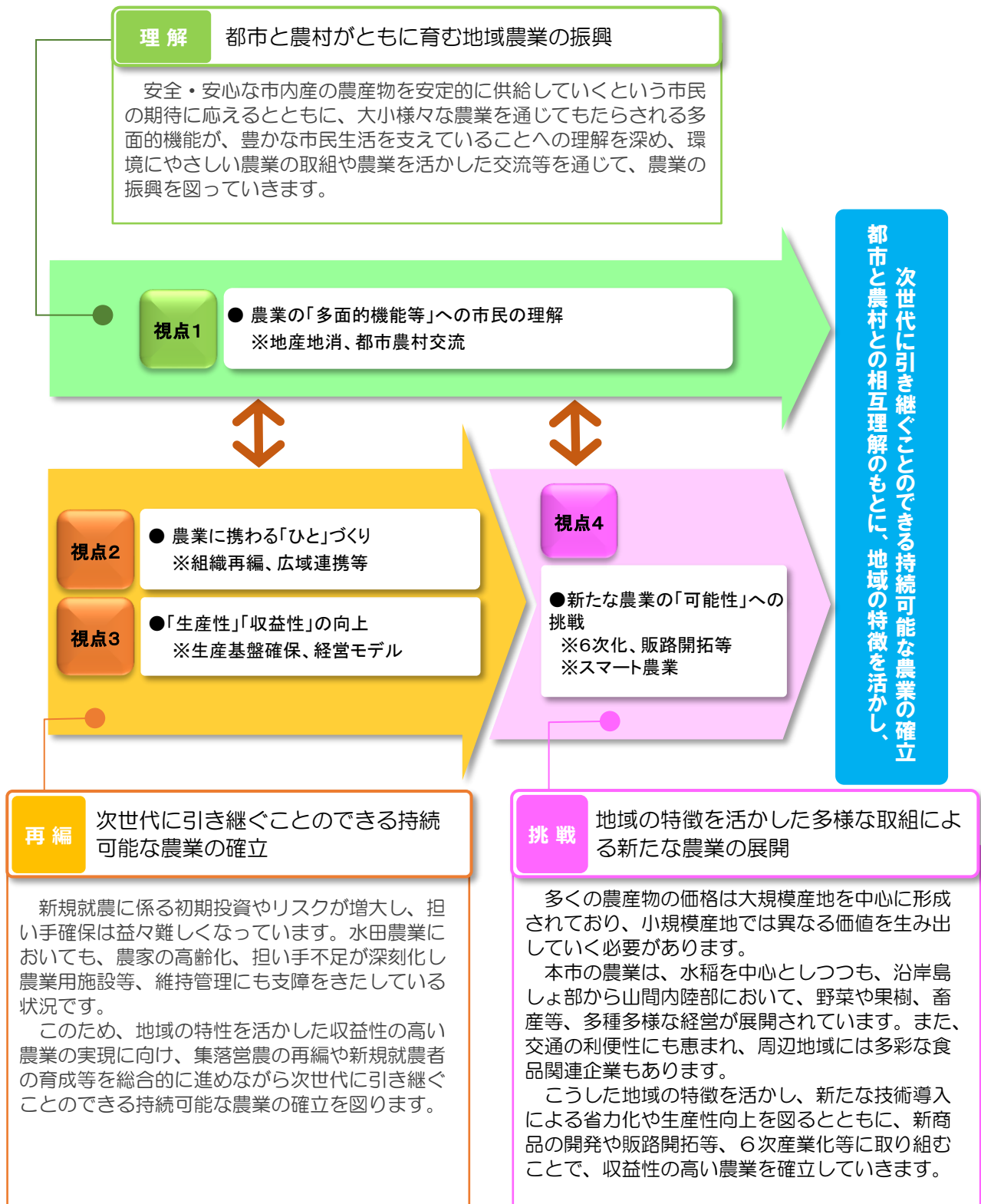
《課題》

- 新たな販売方式の導入や加工等を通じた農産物の付加価値化、水田農業の収益性向上に向けた6次産業化への取組を強化する必要があります。
- AI、ロボットなど新たな技術を活かした農作業の省力化、軽労化、栽培技術の継承等への対応が求められます。

※ 集落法人：農地の確保において、集落又は一団の農用地区域を単位に、地域の合意に基づく面的な集積を行うことで、効率的かつ安定的な経営が可能となる農業経営を営む法人。

5 基本方針

「都市と農村との相互理解のもと、地域の特徴を活かし、次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立」を基本目標として掲げ、「理解」「再編」「挑戦」の3つの柱に沿って具体的な施策を展開します。



6 施策と目標

- 基本目標の下、農業振興施策の体系については、次の3つの柱と8つの方向性に沿って、具体的な取組を進めていきます。

農業振興施策の体系と目標とする主要指標



※ 多面的機能支払(制度):「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能を維持、発揮するための地域活動や営農の継続等に対して国等が支援する制度。

※ 安心！広島ブランド認証: 食の安全・安心の確保と地産地消を推進するための認証制度。平成16年(2004年)8月に広島県が創設。化学合成農薬等を慣行使用の5割以下に抑えて栽培された農産物を認証する特別栽培農産物認証等がある。

※ 認定農業者: 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を示した基本構想を策定し、その目標に沿って作成した農業経営改善計画について市町から認定を受けた農業者。

都市と農村がともに育む地域農業の振興

理解

1. 地産地消の推進

施策の考え方

安全・安心な市内産農産物の供給を通じて多くの市民が健康で豊かな食生活を送れるよう、農産物直売所を販売拠点として少量多品目農産物の生産・出荷の拡大を図り、また、学校給食での地場産農産物の利用拡大に向けた取組を強化していきます。あわせて、小中学校における食育※活動の充実や食農教育※の機会等を創出していくことで児童・生徒及び市民が農業への関心を高める契機としていきます。

【施策の展開】

1 農産物直売施設を核とした少量多品目の生産、出荷の拡大

○農産物直売施設を核とした生産、出荷の拡大

- 少量多品目の生産・出荷の促進（生産者への売場情報の提供、数量等に関わらず出荷できるしくみづくり等）
- 直売機能を活かした消費者との交流、直売所出荷品目を使った食への提案
- 農家間の連携や、農福連携※等の参加による就農者の増員

2 学校給食への農産物供給拡大と食育の推進

○学校給食への地場産農産物の供給拡大

- 市内産農産物の供給拡大に向けた体制整備（関係者の連携強化）
- 主要農作物等の生産・供給拡大
- 安定供給のしくみづくり（契約栽培、情報共有、体制強化）

○こどもを対象とした食育、食農教育の推進

- 小中学校の児童・生徒への食育推進
- 食農教育の取組推進（市内農業の取組例等の紹介、献立表への市内農産物紹介）

2. 良好な農村環境の維持

施策の考え方

本市の農業を健全に維持していく上では、農業・農村が良好に維持されることで発揮される多面的機能（洪水防止、土壌侵食・崩壊防止、休養・やすらぎ、食文化の醸成・伝承等々）について多くの市民が理解・評価し、農業を支えていこうという機運を高めていくことが必要です。そのため、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組を強化するとともに、多くの市民が農村を訪れ余暇活動等を通じて農業・農村を理解する機会を様々な形で創出していきます。

【施策の展開】

1 農業・農村の多面的機能の維持、発揮

○秩序ある土地利用と良好な営農・生活環境の維持、保全

- 農業振興地域整備計画・地域計画の適正運用
- ※優良農地の担い手への集約、ゾーニング等検討

○多面的機能の維持、発揮

- 農地・農業用施設の良い維持、保全（集落機能の維持）
- 次世代の農家、非農家世帯員等の活動への参画、継承
- 直接支払等制度の効率的な活用、事務負担の軽減（事業説明、書類作成等）

2 農村資源等を活かした多彩な交流の促進

○都市と農村の交流促進

- 農業理解の促進（農業を通じた多面的機能保全等）
- 余暇活動、食育等、農業・農村ふれあい機会（高坂自然休養村等）の創出
- 他産業との接点拡大（農工商等）

- ※ 食育:「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。「知育」、「徳育」、「体育」とともに生きるための基礎となるべきものと位置づけられ平成17年(2005)年に食育基本法が制定された。
- ※ 食農教育:「食農教育」とは、食の問題や農業・農村の役割と現状について理解を深めるために、家庭における食事や学校給食、社会教育等を通して行う全般的な活動をいう。
- ※ 農福連携:「農福連携」とは障がい者等が、農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでは無く、高齢化が進む農業分野において、新たな就労者の確保に繋がる可能性がある。

3. 安全・安心な農業の展開

施策の 考え方

安全・安心な農産物の生産と供給を図るため、JAや直売所、関係機関等と連携し、農薬の適正使用及び農産物や加工品の適正表示について周知、徹底するとともに、消費者である市民が合理的な食品選択ができるよう食品表示制度等の周知を図っていきます。あわせて、環境負荷の低減、生物多様性の保全等に資するため、耕畜連携を通じて、土づくりを基本とした持続性の高い農業の取組を推進していきます。

【施策の展開】

1 安全・安心な農産物の生産と供給拡大

○安全・安心な農産物等生産促進

- 農産物、加工食品等表示の適正化（巡回調査、研修会等）
- 食品表示等消費者理解の促進（制度の周知）
- 家畜伝染病※等防止対策（関係機関連携）
- GAP※（農業生産工程管理）認証の取得促進（啓発）

2 地域資源を活かした環境にやさしい農業の推進

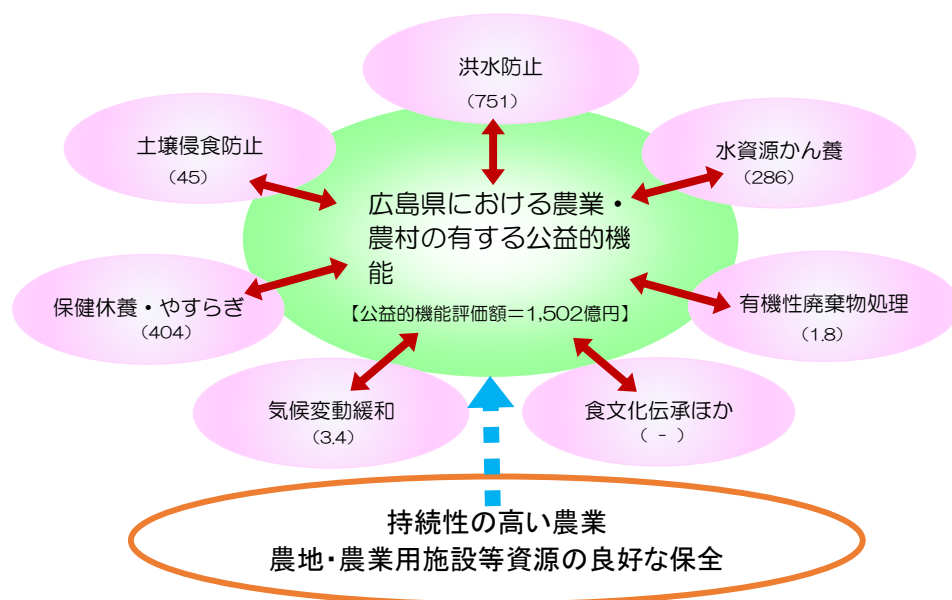
○環境保全型農業※の推進

- 地域資源を活かした土づくり（堆肥投入助成）
- みどりの食料システム法に基づく認定の取得促進（啓発）
- メタン排出抑制技術の定着、普及（秋耕、中干し延長、J-クレジット※検討等）

○特別栽培農産物※等の販売力支援

- 県との連携による認証制度等促進、消費者へのPR、市HP紹介による認知度向上

図2 広島県における農業・農村の多面的機能評価額※



※広島県の評価額1,502億円を三原市の耕地面積割合で按分すると、 $1,502\text{億円} \times 8\% (\text{耕地面積割合}) \div 120\text{億円}$

- ※ 家畜伝染病：家畜伝染病予防法に規定された家畜の伝染性疾患であり、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等、家畜とその伝染性疾患ごとに28の疾病を家畜伝染病として指定されている。
- ※ GAP： Good Agricultural Practicesの略。生産工程に係る点検項目に従い作業を記録、点検・評価、改善に取り組む農業生産工程管理手法の一つで、農林水産省が推奨するJGAP（ジェイ・ギャップ）に取り組まれている例が多い。
- ※ 環境保全型農業：農業の持つ資源循環機能を活かし、生産性ととの調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減等に配慮した持続的な農業。
- ※ J-クレジット制度：CO2等の排出削減量・吸収量を国が認証し、取引を可能とする制度。農業者は、クレジットの販売収入が期待できる。
- ※ 特別栽培農産物：生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと）に比べて化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。
- ※ 農業・農村の多面的機能評価額：平成13年（2001年）、日本学術会議が全国の農業・農村の公益機能評価額を算定。多面的機能全体のうち推計可能な7項目（洪水防止、水源かん養、土壌侵食防止、土砂崩壊防止、有機性廃棄物処理、気候変動緩和、保健休養・やすらぎ）について評価額約8兆2,200億円と推計されている。広島県の評価額は農林水産部が平成14年（2002年）に参考値として1,502億円と推計している。

4. 適地適作による収益力（所得）の向上

施策の 考え方

本市の農業の面的な広がりにおいて多くを占める水田農業では、農地の担い手への集積や省力化技術の導入を図りつつ、需要に即した生産をめざし、WCS用稲や飼料用米、米粉用米等の新規需要米※の生産性向上を促していきます。

園芸作物では、重点6品目について、担い手育成と合わせて生産基盤の確保、整備とともに収益性の高い農業経営の実現をめざし必要な施策を進めます。

畜産経営では、耕畜連携による資源の有効利用、経営基盤の強化、家畜伝染病等防止対策等の徹底によって経営の安定、拡大を促します。

【施策の展開】

1 地域特性を踏まえた水田農業の振興（主食用米、新規需要米、加工用米、大豆、麦）

○需要に即した米づくりの促進

- 高温耐性品種、多収品種の導入、普及
- 学校給食向け特別栽培米等の生産振興

○収益性向上の促進

- 米粉用米、飼料用米等生産性向上支援
- 高収益確保のための畑作物の生産拡大等支援

○省力化、低コスト化のための技術確立、普及

- 直播栽培等普及、密苗栽培技術普及（高密度播種・稚苗移植による苗箱削減等）
- ドローン、無線草刈機、ICT等の新技術導入、普及

2 特徴を活かした園芸作物の生産振興

○重点品目の生産振興

- 新規就農者の育成、規模拡大とあわせた生産振興対策
- 生産性の高い基盤確保（農地、排水、ハウス等）支援
- 次世代型経営モデルの構築（関係機関との連携）

○重点品目以外の生産振興

- 地域の特長ある野菜の生産振興（振興品目）
- 農産物直売施設を核とした少量多品目の生産（野菜、花き等）
- レモン園の団地化
- 観光と連携した農業経営

○技術継承、生産性向上のためのICT等の導入促進

- 栽培技術の見える化、栽培管理の高度化等支援

3 耕畜連携による経営の安定、生産性向上

○耕畜連携による畜産経営の安定、拡大

- WCS用稲等生産性向上
- 家畜排せつ物等、未利用資源の活用

○畜産経営の拡大、安定

- 畜産経営規模拡大、生産性向上（飼料生産の外部化、飼養管理等の高度化）

○家畜伝染病等安全対策の徹底

- 伝染病対策等の徹底（飼養衛生管理）

※ 新規需要米：国の米政策（経営所得安定対策）に関連した米の生産区分の一つ。新規需要米とは、主食用米、加工用米（みそ、菓子原料等）、備蓄米以外の区分に該当し、WCS用稲や飼料用米、米粉用米等、生産数量目標の外数として取り扱われる。

5. 担い手の育成と組織の再編

施策の 考え方

水田農業では、高齢化や担い手不足が進むなかで、経営環境の変化に対応しつつ省力化・低コスト化に結び付く新たな技術の導入等を促しつつ、持続性の高い経営を確立するため集落法人等の再編とともに新たな担い手の育成に取り組みます。

収益性の高い農業の実現に向けて、産地育成とあわせて新規就農者の確保・育成を着実に進めるため、受け入れ体制の整備、生産基盤の確保等に取り組んでいきます。あわせて、新規就農者等の雇用就農の受け皿の確保も念頭に企業の経営体の誘致に取り組んでいきます。

【施策の展開】

1 営農組織の再編を通じた水田農業等の経営安定

○所得の向上に繋がる持続可能な農業の推進

- 営農条件の良い農地への経営の集中
- スマート農業※導入促進による経費の削減

○地域計画の実行（将来像の共通認識、農地の集約）

- 営農条件の良い生産性の高い農地の集積、集約
- 農業サービス事業者への支援
- 条件に応じた農地の多様な取組（粗放的作物導入、多面的機能維持等）

○人材の育成、確保の推進

- 集落営農に参画する次世代農業者等の確保、育成（就農助成等）
- 経営能力向上のための研修、専門家、講師派遣
- 外部からの経営人材の受け入れ支援

○集落法人の広域連携等の促進

- 機械共同利用、農作業受委託等連携（農業サービス利用等）、資材の共同購入、農産物の共同出荷等の促進等（連携協議の場づくり等）

○労働力の確保等支援

- 農福連携促進等、農業者間連携
- 他産地連携、求人アプリの活用（取組事例等情報提供、研修会等開催）

2 認定農業者等の育成、確保

○新規就農者の受け入れ・育成体制の充実

- JAひろしま（三原地域営農経済センター）、JA全農ひろしまとの連携による「三原市における新規就農支援プラン」の実施
- 新規就農者への研修支援（定着等の支援）
- JA広島果実連による佐木島（鷺浦農園）レモン農園の拡大
- 認定新規就農者への経営支援（国：農業次世代人材投資事業・経営開始型）
- 認定新規就農者へのきめ細かいフォロー実施（就農状況確認、経営実態把握）

○認定農業者の育成支援

- スマート農業の導入支援
- 認定農業者への経営支援（経営診断、営農相談、農業制度資金、準備金制度）
- 農地集積・集約、省力化のための農業用機械施設の導入支援
- 農福連携促進、女性・高齢者等あらゆる人材の活用検討（取組事例等情報提供、研修会等開催）
- 他産地連携、求人アプリの活用（取組事例等情報提供、研修会等開催）

3 企業等による農業参入の促進

○農業参入企業の受け入れに向けた情報提供

- 地域計画に基づく農地情報の把握と紹介
- 企業が求める情報（目的に沿った農地）を迅速に提供できるデータの蓄積
- 雇用就農のための人材データ作成

※ スマート農業:ロボット技術やICTを活用した新たな農業を「スマート農業」として、農林水産省や民間企業等も含めて農作業の省力化、軽労化、栽培管理の精密化等、様々な分野での研究開発、技術導入、実用化に係る取組が進められている。

6. 農業生産基盤の維持、農地の集積

施策の 考え方

収益性の高い農業、持続可能な水田農業の確立に向け、導水路等農業用施設の維持保全に係る集落共同作業等の取組を促進するとともに、優良農地を確保し、担い手に集積するため関係者の連携強化を図りつつ、農地所有者等への働きかけ等、調整活動に取り組んでいきます。

有害鳥獣による農作物被害等を防止するため、地域の主体的な取組を基礎として専門の指導員等による支援体制を確保し、「環境改善」「侵入防止」「捕獲」による総合的な対策を図っていきます。

【施策の展開】

1 農業生産基盤の維持、保全

- 農業用施設の維持、保全のための活動促進
 - 集落共同活動の促進、支援（多面的機能支払）
 - 後継者確保等啓発（他出後継者、非農家への啓発）
 - 事務負担の軽減、広域的・組織的対応の促進
 - ICT化による自動運転等の施設管理の効率化
- 農業生産向上のための基盤整備の推進
 - 生産性の高い農地の再整備

2 農地利用の最適化

- 優良農地の担い手への集積促進
 - 地域計画の策定、更新による農地集積・集約や、話し合い等支援
 - 地域計画を利用した優良農地情報の管理
- 立地条件を踏まえた多様な農地利用の促進
 - 農業振興地域整備計画の見直し、適正運用
 - 条件別農地利用・保全の在り方検討

3 有害鳥獣被害対策の強化

- 「環境改善」「侵入防止」「捕獲」等総合対策の推進
 - 集落ぐるみでの実効性の高い取組に対する支援
 - 勉強会開催、環境改善・侵入防止に対する支援、効率的な捕獲に対する支援
 - 重点実施地区（モデル地区）を起点とした他地域への波及
 - 営農指導員や実施隊員による総合的な対策指導の強化
 - ICTを活用した効率的な被害対策

地域の特徴を活かした多様な取組による新たな農業の展開

挑戦

7. 6次産業化による所得向上と販路開拓

施策の考え方

本市において生産額、農地面積ともに大きな位置づけにある水田農業の所得向上に向け、現在取り組んでいる「6次産業化推進事業」について、関係機関や事業者との連携強化を図りつつ、生産から加工、販売までの取組を一体的に推進していきます。

あわせて、異業種間交流を促し、魅力ある商品及びサービスの開発や販路開拓を進めていきます。

【施策の展開】

1 三原市6次産業化推進協議会での6次化商品の開発等の推進

- 生産から加工、販売まで総合的な事業展開の推進
- 新商品開発、販路開拓、観光連携等の推進
- 関係機関等とのマッチング（県、商工会議所、商工会、JA、実需者、市他部署（ふるさと納税返礼品）、イベント等）

2 新たなプロジェクトの創出

- 市内産農畜産物の異業種間交流・連携の推進

8. 新たな技術導入による生産性向上

施策の考え方

農家の高齢化、担い手及び労働力不足が深刻化するなかで、省力化・低コスト化に係る技術導入は喫緊の課題となっており、現在、国の研究機関や企業、全国の自治体等によってスマート農業の実証事業等が進められています。

本市においても、現場での実用性や費用対効果等を見極めつつ、効果的な導入、普及に結び付くような必要な取組を進めていきます。

【施策の展開】

1 スマート農業の推進

- 効果が認められた省力化技術の普及、波及
- 新たな効果が期待できる省力化技術の検証